「(仮称) 長野広域連合 B 焼却施設」整備及び運営事業 実施方針

平成29年4月 長野広域連合

目 次

用語の定義

1	特定事業の選定に関する事項	1
	1-1 事業内容	1
	1-2 特定事業の選定	3
	1-3 民間事業者が実施する業務の範囲	3
	1-4 連合が実施する業務の範囲	5
2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	6
	2-1 募集及び選定スケジュール (予定)	6
	2-2 応募者の参加資格要件	6
	2-3 民間事業者の審査及び決定	10
	2-4 応募に係る提出書類	12
	2-5 優先交渉権者決定後の手続き	12
	2-6 提出書類の取扱い・著作権	13
	2-7 費用負担	13
3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	14
	3-1 想定されるサービスの水準・仕様	14
	3-2 リスク分担及びその考え方	14
	3-3 連合による事業の実施状況の監視	14
4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	16
	4-1 本施設の立地条件	16
	4-2 施設規模	17
	4-3 エネルギー回収施設の整備	17
5	事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	17
6	事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項	17
7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	18
	7-1 法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項	18
	7-2 財政上及び金融上の支援等に関する事項	18
	7-3 その他の支援に関する事項	18
8	その他特定事業の実施に関する必要事項	18
	8-1 議会の議決	18
	8-2 留意事項	
	8-3 実施方針に関する問い合わせ	19
	別紙1 : 事業予定地位置図	
	別紙2 : 契約形態	
	別紙3 : 事業に係るリスク分担	
	別紙4 : 実施方針に関する意見・質問書	

用語の定義

本実施方針で用いる用語を以下のとおり定義する。

- (1) 「本事業」とは、「(仮称) 長野広域連合B焼却施設」整備及び運営事業をいう。
- (2) 「本施設」とは、(仮称) 長野広域連合B焼却施設をいう。
- (3) 「エネルギー活用施設」とは、本施設で回収したエネルギーを有効利用するために本事業において、事業予定地内に本施設と一体的に整備する余熱体験施設をいう。
- (4) 「本施設等」とは、本施設にエネルギー活用施設を加えた本事業で整備される主要 施設及び一部道路をいう。
- (5) 「DBO方式」とは、公共が資金を調達し、Design (設計)、Build (施工)、Operate (運営)を一括して民間に委託する方式をいう。
- (6) 「連合」とは、長野広域連合をいう。
- (7) 「民間事業者」とは、本事業を委ねる事業者として選定された応募者及び特別目的 会社をいう。
- (8) 「特別目的会社」とは、選定された応募者のうち構成員が株主として出資し、本施設の運営業務を目的として設立する会社であり、SPCともいう。
- (9) 「運営事業者」とは、本事業に係る特別目的会社であり、本施設の運営業務を行う 事業者をいう。
- (10) 「工事請負事業者」とは、単独又は共同企業体により本施設等の設計・施工業務を 行う事業者をいう。
- (11) 「共同企業体」とは、本施設等の設計・施工を目的として結成された特定建設工事 共同企業体をいう。
- (12) 「応募者」とは、本事業に応募する構成企業と協力会社で構成された企業グループをいう。
- (13) 「代表企業」とは、応募者のうち、本事業の応募手続きを行う等の代表的役割を果たす企業をいう。
- (14) 「構成企業」とは、応募者のうち、連合と基本協定及び基本契約を締結する企業を いう。

- (15) 「構成員」とは、構成企業のうち、特別目的会社に出資する企業をいう。
- (16) 「非出資構成員」とは、構成企業のうち、特別目的会社に出資しない企業をいう。
- (17) 「協力会社」とは、応募者のうち、特別目的会社には出資しないが業務の一部を工事請負事業者又は特別目的会社から直接請負・受託する企業をいう。
- (18) 「副生成物処理/運搬事業者」とは、本施設から発生する副生成物のうち、主灰、焼却飛灰及び溶融飛灰の処理・運搬を担当する事業者をいう。
- (19) 「副生成物」とは、本施設から発生する主灰、焼却飛灰、スラグ、メタル、溶融飛 灰、溶融不適物、余剰流動砂、不燃物、回収鉄及び回収アルミを総称していう。
- (20) 「主灰」とは、「ストーカ式焼却+灰溶融(燃料)方式」において、焼却炉から直接 排出される灰をいう。
- (21) 「焼却飛灰」とは、「ストーカ式焼却+灰溶融(燃料)方式」において、焼却時に集 じん機、ボイラ及び排ガス処理系統から排出された灰をいう。
- (22) 「スラグ」とは、ごみや主灰及び焼却飛灰を溶融・固化したものをいう。
- (23) 「メタル」とは、ごみや主灰及び焼却飛灰を溶融した際に分離された金属類をいう。
- (24) 「溶融飛灰」とは、溶融炉の排ガス処理系統から排出された灰をいう。
- (25) 「溶融不適物」とは、「ストーカ式焼却+灰溶融(燃料)方式」において、主灰の資源化に支障が生じないよう必要に応じて主灰から取り除いた粒径の大きなもの、金属がら等をいう。
- (26) 「余剰流動砂」とは、「流動床式ガス化溶融方式」において、流動床下部から排出される余剰となった流動砂を引抜いたものをいう。
- (27) 「不燃物」とは、「流動床式ガス化溶融方式」において、流動床下部から排出される 瓦礫類等をいう。
- (28) 「回収鉄」及び「回収アルミ」とは、「流動床式ガス化溶融方式」において、炉底残さから回収される金属をいう。
- (29) 「副生成物の有効利用」とは、本施設から発生した副生成物を資源として利用又は売却することをいう。

- (30) 「副生成物の外部資源化」とは、本施設から発生した副生成物を本施設外において 再処理して資源化することをいう。
- (31) 「募集要項」とは、本事業を実施する民間事業者の募集に際して公表、又は配布する以下の書類等をいう。
 - 公募説明書
 - 要求水準書
 - 様式集
 - 契約書(案)
 - 優先交渉権者選定基準
 - ・ モニタリング基準
- (32) 「要求水準書」とは、本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成に必要な設備及び業務等についての要件を記載したものをいう。
- (33) 「提案書類」とは、本事業の公募において、応募者が応募時に提出する技術提案書、非 価格要素提案書、事業計画書及び価格提案書をいう。
- (34) 「事業者選定委員会」とは、本事業の審査を行う長野広域連合ごみ処理施設建設事業者等選定委員会をいう。
- (35) 「基本協定」とは、連合と構成企業の間で締結される特別目的会社の設立及び本事業の準備行為に関する取扱い等に係る契約をいう。
- (36) 「基本契約」とは、連合と構成企業及び特別目的会社の間で締結される事業者間の役割分担及び運営事業者の支援等に係る契約をいう。
- (37) 「基本契約等」とは、本事業に係る基本協定及び基本契約の総称をいう。
- (38) 「工事請負契約」とは、連合と工事請負事業者の間で締結される本施設等に係る建設工事請負契約をいう。
- (39) 「運営業務委託契約」とは、連合と特別目的会社の間で締結される本施設の運営に係る運営業務委託契約をいう。
- (40) 「副生成物処理/運搬業務委託契約」とは、連合と副生成物処理/運搬事業者及び特別目的会社の間で締結される本施設の運営に係る副生成物処理/運搬業務委託契約をいう。
- (41) 「特定事業契約」とは、基本契約、工事請負契約、運営業務委託契約及び副生成物 処理/運搬業務委託契約の4つの契約の総称をいう。

- (42) 「施設整備費」とは、連合が工事請負事業者に対して支払う本施設等の設計・施工 業務の対価のことをいう。
- (43) 「運営費」とは、連合が運営事業者に対して支払う本施設の運営業務の履行の対価 のことをいう。
- (44) 「PFI法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年7月30日法律第117号)をいう。
- (45) 「政令」とは、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)をいう。
- (46) 「廃棄物処理法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号)をいう。
- (47) 「交付金」とは、環境省 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金をいう。
- (48) 「工事に係る競争入札参加資格者名簿」とは、長野市建設工事・工事に係る測量等 競争入札参加資格者名簿(長野市契約規則(昭和60年3月11日長野市規則第4号) 様式第4号) 又は千曲市建設工事入札参加資格者名簿(千曲市建設工事入札制度合 理化対策要綱(平成15年千曲市告示第9号)第8条)をいう。
- (49) 「物品に係る競争入札参加資格者名簿」とは、長野市物品・製造等競争入札参加資格者名簿(長野市契約規則様式第5号)又は千曲市物品購入等に係る競争入札参加資格者名簿(千曲市物品購入等に係る契約の競争入札参加者の資格、審査等に関する要綱(平成15年千曲市告示第6号))をいう。
- (50) 「指名停止措置基準」とは、長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準(昭和 60年5月1日制定)及び千曲市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止要綱(平成15年9月1日制定)をいう。
- (51) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動、第三者の行為、その他自然的又は人為的な現象のうち、連合及び民間事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由をいう。
- (52) 「年度」とは、4月1日から始まり翌年の3月31日に終了する一年をいう。

1 特定事業の選定に関する事項

1-1 事業内容

1-1-1 事業名称

「(仮称) 長野広域連合 B 焼却施設」整備及び運営事業

1-1-2 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

1-1-3 公共施設等の管理者

長野広域連合長 加藤 久雄

1-1-4 事業予定地

千曲市大字屋代字中島外

(事業予定地位置図を、別紙1「事業予定地位置図」に示す。)

1-1-5 事業の目的

本事業は、本施設等の設計、施工及び本施設の運営を行うものである。

DBO方式で本事業を実施することにより、民間事業者のノウハウを生かし、運営段階を見越したコストパフォーマンスの高い施設の整備と、長期間にわたり効率のよい運営を行い、もって循環型社会の形成を推進することを目的とする。

1-1-6 事業内容

- (1) 連合管内の主に長野市、千曲市、坂城町において排出される一般廃棄物の処理を行う。
- (2) 処理対象物は、可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、焼却施設以外の中間処理施設から排出 される可燃残さである。また、少量の特別管理一般廃棄物(医療系廃棄物)、小動物 (犬・猫等)の死がい及び可燃性の災害ごみも含むものとする。
- (3) 要求水準書に定めるところに従い、副生成物の有効利用及び外部資源化を行う。
- (4) 本施設の運転により生じた蒸気を利用して、熱回収及び発電を行う。

本施設のエネルギー回収率は、電力としての回収率を 12.0%以上とし、熱回収も実施 することとする。

回収したエネルギー(熱及び電力)の内、運営事業者が本施設内で利用するものを 除いたエネルギーは、連合帰属とする。

回収したエネルギーの有効利用の優先順位は次のとおりとする。

ア 本施設でのエネルギー利用

イ エネルギー活用施設でのエネルギー利用

- ウ 連合が所管する福祉施設でのエネルギー利用 (電力の供給)
- エ 売電

1-1-7 事業手法

本事業はDBO方式で実施するものとし、連合は本施設等の設計・施工に係る資金を 調達し、本施設を所有する。なお、本施設の整備については、交付金の対象事業とする。

工事請負事業者は、本施設等の設計・施工業務を行う。また、構成員は運営事業者となる特別目的会社を設立し、20年間にわたって本施設の運営業務を行う。

1-1-8 契約の形態

連合と民間事業者は、別紙2「契約形態」に示す契約を締結する。

- (1) 連合は、本事業に係る特別目的会社の設立及び準備行為に関する取扱い等について 規定するために、構成企業と基本協定を締結する。
- (2) 連合は、民間事業者に本施設等の設計・施工業務及び本施設の運営業務を一体の事業として発注するために、構成企業及び特別目的会社と基本契約を締結する。
- (3) 連合は、基本契約等に基づき、工事請負事業者と工事請負契約を締結する。
- (4) 連合は、基本契約等に基づき、特別目的会社と運営業務委託契約を締結する。
- (5) 連合は、基本契約等に基づき、副生成物処理/運搬事業者及び特別目的会社と、副生成物処理/運搬業務委託契約を締結する。(三者契約)

1-1-9 事業期間

事業期間は、以下のとおりとする。

(1) 本施設等の設計・施工期間

工事請負契約締結から平成33年3月末まで

※ただし、焼却施設の稼働に必要な建物及び設備については、提案により可能な限り早期に部分引渡しを行うこととする。

(2) 本施設の運営期間

供用開始から20年間

1-1-10 関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業を行うに当たって必要とされる関係法令等を遵守すること。

1-1-11 事業スケジュール (予定)

本事業に関するスケジュールは、以下のとおりを予定している。

平成 29 年 4月 (1) 実施方針の公表 (2)特定事業の選定 平成 29 年 6月 (3) 募集要項の公表 平成 29 年 7月 (4)提案書類の提出 平成 29 年 10 月 (5) 優先交渉権者の決定 平成 29 年 12 月 基本協定の締結 (6) 優先交渉権者の決定後速やかに (7)特別目的会社の設立 優先交渉権者の決定後速やかに (8) 契約詳細の詰め 平成 29 年 12 月~平成 30 年 2 月 (9) 特定事業契約の締結 平成 30 年 2月

(10) 設計・施工着手 平成 30 年 3 月

(11) 本施設の部分引渡し 提案による

(12) 供用開始

本施設の部分引渡し日の翌日

(13) 本施設等の引渡し

平成 33 年 3 月

(14) 契約終了

供用開始から20年後

1-2 特定事業の選定

以下の考え方・手順に従い、PFI法に定められる手続に準じて、本事業を特定事業として選定することとする。

1-2-1 選定の考え方

以下を重視して、本事業を特定事業として選定する。

- (1) 事業期間全体において連合が負担する費用の総額(施設整備費及び運営費) について価格要素評価を行い、連合が自ら実施する場合と比較して公共財政負担の削減が見込めること。
- (2) 事業期間全体における責任分担及び公共サービスの水準について非価格要素評価を 行い、連合が自ら実施する場合と比較してリスクの低減及び公共サービス等水準の 維持・向上が見込めること。

1-2-2 選定手順

以下の手順により客観的評価を行い、評価結果を公表する。

(1) 価格要素評価の実施

事業期間全体において連合が負担する支出総額の評価

(2) 非価格要素評価の実施

民間事業者に移転されるリスク及び公共サービス等の水準についての評価

- (3) 特定事業の選定
 - (1)及び(2)の評価に基づき本事業を特定事業として選定
- (4) 評価結果の公表

評価の結果を連合ホームページにて公表

1-3 民間事業者が実施する業務の範囲

民間事業者が実施する主な業務は、以下のとおりとする。なお、民間事業者は、事業期間を通じ、連合が行う行政手続等に対して協力することとする。

1-3-1 事前業務

応募者は本事業を委ねる事業者として選定された後、速やかに特別目的会社を設立するものとする。

1-3-2 設計・施工業務

本施設等の整備に係る全ての設備及び工事に関わる設計、施工、施工管理等を行うものとする。

1-3-3 運営業務

運営業務は、以下のとおりとする。

(1) 運営業務の準備業務 (事業実施計画書及び年度実施計画書の作成)

本施設の運営業務に係る事業実施計画書及び年度実施計画書を提出し、連合に確認を受けるものとする。

また、運営を担う担当者の設計協議への参加や施工状況の確認等、運営準備として必要となる業務を実施するものとする。

(2) 本施設の運営業務

本施設の運営業務は、以下のとおりとする。

1)搬出入管理業務

処理対象物の受入、副生成物の搬出に係る業務

2) 受付·料金徵収代行業務

本施設に直接持ち込まれた処理対象物の受付及び廃棄物処理手数料等の徴収の代行業務。

3) 運転管理業務

運転及び日常点検等の本施設の運転に係る業務。

4)維持管理業務

定期点検整備、部品等調達及び修繕等、本施設の維持管理に係る業務。

5)エネルギーの有効利用業務

本施設を運転することにより発生する蒸気を利用して、熱回収及び発電を行い、 本施設やエネルギー活用施設への熱・電力の供給及び外部への電力供給を行う業 務。連合による外部供給電力の活用に対し、発電計画の提出等の必要な協力も行 うこととする。

6) 副生成物の有効利用及び外部資源化業務

民間事業者の提案に基づき行う副生成物の有効利用及び外部資源化業務。

7) その他運営に関わる業務

敷地内(植栽や調整池を含む)及び建物の清掃、保安警備、施設見学者対応、環 境衛生管理及び環境影響調査等の本施設の運営に係るその他全ての業務。

1-3-4 事業期間終了時の対応

民間事業者は、事業期間終了後においても連合又は連合が指定する第三者が本施設の 運営を継続できるように、必要な対応を行うこととする。

1-3-5 地域経済への貢献

工事請負事業者は、施工に際して可能な限り、地元企業へ工事及び資材調達の発注を 行うこととする。

また、運営事業者は、運営に際して地元雇用等への配慮を積極的に行うこととする。

1-4 連合が実施する業務の範囲

連合が実施する主な業務は、以下のとおりとする。

1-4-1 事前業務

- (1) 事業用地の確保
- (2) 設置届等の届出

1-4-2 本施設等の設計・施工に係る業務

- (1) 交付金の申請等
- (2) 施設整備費の支払
- (3) 本施設等の設計・施工状況のモニタリング
- (4) 住民対応(民間事業者が実施する業務に起因する住民対応以外)

1-4-3 本施設の運営に係る業務

- (1) 処理対象物の搬入
- (2) 本施設から発生する副生成物のうち、民間事業者が有効利用及び外部資源化を提案しなかった分の引取り及び運搬/処理(ただし、連合がその責を負うとしている副生成物に限る)。
- (3) 本施設に係る電力会社との契約
- (4) 本施設の運転により生じるエネルギーについて、民間事業者が提出する計画の確認 並びに外部供給電力の活用
- (5) 本事業の運営状況のモニタリング
- (6) 廃棄物処理手数料の収納
- (7) 住民対応(民間事業者が実施する業務に起因する住民対応以外)
- (8) 行政視察への対応
- (9) 運営費の支払

2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

民間事業者の募集及び選定は、公平性及び透明性の確保、より優れた提案のための民間 事業者における連合のニーズの理解促進、民間事業者の創意工夫を発揮した提案余地の確 保等の観点から、公募型プロポーザルで行う。

民間事業者の選定は、応募者が募集要項に規定する事業に参加するに足る資格を有して おり、かつ応募者の提案内容が技術的観点から連合が要求する性能要件を満足することが 見込める内容であること等について、段階的に実施する。

2-1 募集及び選定スケジュール (予定)

民間事業者の募集及び選定に関するスケジュールは、以下のとおりである。

(1)	募集要項の公表	平成 29 年 7月
(2)	募集要項に関する質疑回答	平成 29 年 7月
(3)	資格審査の受付締切	平成 29 年 8月
(4)	資格審査の結果の通知	平成 29 年 8月
(5)	提案書類の提出	平成 29 年 10 月
(6)	基礎審査の実施	平成 29 年 11 月
(7)	非価格要素及び価格要素の審査	平成 29 年 11 月
(8)	総合評価の実施	平成 29 年 12 月
(9)	優先交渉権者の決定	平成 29 年 12 月
(10)	基本協定の締結	優先交渉権者の決定後速やかに
(11)	特別目的会社の設立	優先交渉権者の決定後速やかに
(12)	契約詳細の詰め	平成 29 年 12 月~平成 30 年 2 月
(13)	特定事業契約の締結	平成 30 年 2月

2-2 応募者の参加資格要件

応募者は、資格審査申請書の受付締切日において、以下の資格要件を全て満たすこと。 また、連合は、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

2-2-1 応募者の構成

- (1) 応募者は、構成企業及び協力会社から構成されるものとする。
- (2) 構成員の中から代表企業を定め、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- (3) 本施設のプラント設備の設計・施工を行う企業を代表企業として定めること。
- (4) 本施設の運転・維持管理を行う企業を構成企業として定めること。
- (5) 副牛成物処理/運搬事業者を構成企業又は協力会社として定めること。
- (6) 応募者は、応募に際して、構成企業及び協力会社のそれぞれが本事業の遂行上果 たす役割等を明らかにするものとする。

- (7) 代表企業、構成企業及び協力会社の変更は認めない。ただし、特段の事情がある と連合が認めた場合は、この限りでない。
- (8) 代表企業、構成企業及び協力会社のいずれかが、応募時において他の応募者の代表企業、構成企業及び協力会社となることは認めない。ただし、副生成物処理/運搬事業者についてはこの限りでない。なお、連合が民間事業者と特定事業契約を締結後、選定されなかった応募者の協力会社が、民間事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- (9) 代表企業、構成企業のいずれかと、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年11月27日大蔵省令第59号)第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、それぞれ他の応募者になることはできない。
- (10) 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

2-2-2 応募者の参加資格要件

(1) 共通の参加資格要件

応募者は、以下の要件を全て満たしていること。

- 1) 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- 2) 政令第167条の4第2項各号のいずれにも該当しないこと。
- 3) 指名停止措置基準に基づく指名停止の措置を受けている者(提案書類提出日までの間に指名停止措置基準に該当することとなった者を含む。)でないこと。
- 4) 会社更生法(平成14年12月13日法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年12月22日法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをされた者(更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格再審査申請を提出し、受理された者を除く。)でないこと。
- 5) 直近事業年度の国税、長野県税及び連合の構成市町村全ての市町村税を滞納していないこと。
- 6) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- 7) 営業に関し、法律上必要とする資格を有している者であること。
- 8) 以下に示す者又はその者と関連をもつ者でないこと。
 - (a) 本事業に関する連合のアドバイザリー業務を受託する株式会社日本総合研 究所及び同協力企業(復建調査設計株式会社及び渥美坂井法律事務所)
 - (b) 本事業の審査を行う事業者選定委員会の委員が属する企業 なお、関連をもつ者とは、当該企業の発行済株式総数の100分の20以上の株式 を有し、又はその出資の100分の20以上の出資をしているか、若しくは当該企 業の役員(取締役以上)を兼ねている者をいう。
- 9) 廃棄物処理法に基づく罰則以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- 10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその構成する者の統制の下にある者でないこと。
- 11) 長野県暴力団排除条例施行規則(平成23年8月1日公安委員会規則第5号)第 2条各号に定める暴力団関係者でないこと。

(2) 本施設等の設計・施工を行う企業

応募者のうち、工事請負事業者は、以下の要件を全て満たしていること。

- 1) 工事に係る競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- 2) 建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)第3条第6項に規定する清掃施設工事に係る特定建設業の許可を有すること。
- 3) 建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査を受け、参加資格申請時において有効期間内の経営規模等評価結果通知兼総合評定値通知書の交付を受けていること。
- 4) 共同企業体方式で応募する場合にあっては、上記各号に掲げる要件に加え、長野市建設工事に係る共同企業体取扱要綱(平成6年9月1日公告第174号)第9から第14の要件を満たすこと。
- 5) 本施設及びエネルギー活用施設の設計・施工を行う企業が共同企業体の場合の代表者は、その構成員の中心的役割を担う者で、その出資割合が構成員中最大であること。
- 6) 以下の(a)、(b)及び(c)を全て満たす一般廃棄物処理施設を建設した実績があること。なお、ストーカ式焼却方式を提案する場合は、(a)、(b)及び(d)を全て満たす一般廃棄物処理施設についても建設した実績が併せてあること。
 - (a) 応募者が提案する処理方式による施設 (1 炉 30t/日以上 150t/日以下、2 炉構成以上)。ただし、提案可能な処理方式は次のいずれかとする。
 - ・ ストーカ式焼却方式
 - ・ 流動床式ガス化溶融方式
 - ・ シャフト炉式ガス化溶融方式
 - (b) 参加資格申請時において延べ3年以上の稼動実績を有する。
 - (c) 廃棄物発電を行っている。
 - (d) 燃料式灰溶融炉を併設している。

なお、溶融炉の設計・施工を行う企業が、焼却炉又はガス化炉を設計・施工できる企業との共同企業体による実績として上記実績を有する場合、その実績をもって単独で工事請負事業者となることは認めない。

- 7) 建築士法 (昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号) に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- 8) 本施設工事に関し、以下の条件を全て満たす者を監理技術者として専任で配置できること。(建設業法第7条第2項に規定する営業所の専任技術者となっている者は、本施設工事の技術者として配置できない。)
 - (a) 清掃施設工事について建設業法に規定する技術者
 - (b) 提案書類提出時に直接かつ連続して3か月以上の雇用関係を有する者
 - (c) 清掃施設工事に係る監理技術者資格証を有する者であること。なお、資格証の交付(更新を含む。)を平成 16 年 3 月 1 日以降に受けた者は、過去 5 年以内に受講した監理技術者講習修了証を併せて有すること。

(3) 本施設の運転を行う企業

応募者のうち、本施設の運転業務を担当する企業は、以下の要件を全て満たしていること。

- 1) 物品に係る競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- 2) 以下の(a)、(b)及び(c)を全て満たす一般廃棄物処理施設において、運転実績があること。なお、ストーカ式焼却方式を提案する場合は、(a)、(b)及び(d)を全て満たす一般廃棄物処理施設についても運転実績が併せてあること。
 - (a) 応募者が提案する処理方式による施設 (1炉 30t/日以上 150t/日以下、2炉 構成以上)。ただし、提案可能な処理方式は次のいずれかとする。
 - ・ ストーカ式焼却方式
 - ・ 流動床式ガス化溶融方式
 - ・ シャフト炉式ガス化溶融方式
 - (b) 参加資格申請時において延べ3年以上の運転実績を有する。
 - (c) 廃棄物発電を行っている。
 - (d) 燃料式灰溶融炉を併設している。

(4) 本施設の維持管理を行う企業

応募者のうち、本施設の維持管理業務を担当する企業は、以下の要件を全て満たしていること

- 1) 工事に係る競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- 2) 以下の(a)、(b)及び(c)を全て満たす一般廃棄物処理施設において、維持管理実績があること。ここでいう「維持管理実績」とは、「DBO事業、PFI事業又は10年間以上の長期運営委託を契約し、運営開始後2年以上経過しているもの」又は「補修計画の策定を含むとみなせる補修工事を継続して10年以上受託しているもの」を指す。ただし、当該実績の契約主体が特別目的会社の場合、当該特別目的会社に50%以上出資している企業の実績とみなすことを可能とする。
 - (a) 応募者が提案する処理方式による施設 (1炉 30t/日以上 150t/日以下、2炉 構成以上)。ただし、提案可能な処理方式は次のいずれかとする。
 - ・ ストーカ式焼却方式
 - ・ 流動床式ガス化溶融方式
 - ・ シャフト炉式ガス化溶融方式
 - (b) 参加資格申請時において延べ3年以上の維持管理実績を有する。
 - (c) 廃棄物発電を行っている。

(5) 本施設の副生成物の処理及び運搬を行う企業

応募者のうち、本施設の副生成物の処理及び運搬を担当する企業は、次の要件を全 て満たしていること。

- 1) 物品に係る競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。 ただし、資格審査申請書類提出時点で物品に係る競争入札参加資格者名簿に登載されていない企業においては、他の地方公共団体の競争入札参加資格を保有し
- ていることを証明する書類を提出するとともに、特定事業契約締結時までに物品 に係る競争入札参加資格者名簿に登載されることを条件とする。
- 2) 副生成物を処分又は収集運搬を行うために必要な許可を有しており、資格審査申請書類提出締切日現在、当該許可に係る事業を営み3年以上経過している者であること。

2-3 民間事業者の審査及び決定

以下に従い、民間事業者を決定することとする。

2-3-1 事業者選定委員会の設置

連合は、民間事業者の審査を専門的知見に基づいて実施するに当たって事業者選定委員会を設置する。

委員は、以下のとおりとする。(敬称略、順不同)

委員 荒井 喜久雄 (公益社団法人全国都市清掃会議技術部長)

委員 中村 正行 (信州大学工学部教授)

委員 藤吉 秀昭 (一般財団法人日本環境衛生センター副理事長)

委員 安田 憲二 (前国際環境研究協会プログラムオフィサー)

委 員 山口 直也 (青山学院大学准教授)

委員 横田 勇 (静岡県立大学名誉教授)

委員 上篠優 (千曲市市民環境部長)

応募者が、優先交渉権者決定前までに、事業者選定委員会の委員に対し、事業者選定 に関して自己の有利になる目的のために接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

2-3-2 優先交渉権者選定基準

優先交渉権者選定の基準はおおむね以下のとおりを予定している。なお、評価項目等の詳細は募集要項に示す。

(1) 非価格要素

- 1) 環境への配慮及び貢献
- 2) 安心・安全な施設と運営
- 3) 地域でのエネルギー利用における工夫
- 4) 周辺環境との調和と環境学習機会の提供
- 5) 事業の安定性
- 6) 地域への貢献

(2) 価格要素

- 1) 施設整備費
- 2) 運営費

2-3-3 選定方法

民間事業者の審査及び選定は、以下の手順で行う。各段階の審査に関しては、事業者 選定委員会において審査及び評価を行うものとし、その結果を受けて、連合が優先交渉 権者及び次点交渉権者を決定する。なお、本審査は応募者を匿名として行い、評価方法 等の詳細は募集要項において示す。

(1) 資格審査

連合は、応募者から提出された資格審査申請書類等により、「2-2-2 応募者の参加資格要件」に照らした資格審査を行う。

(2) 本審査

1) 基礎審查

基礎審査は、応募者から提出された提案書類について、技術提案書が技術的観点から見て連合の要求する性能要件を満足するものであること等の確認を行う。

これらを満たすことが確認された応募者のみ、次段階の非価格要素審査及び価格要素審査に進むこととする。

なお、基礎審査の結果については、一部非価格要素審査に反映する。

2) 非価格要素審査及び価格要素審査

非価格要素審査では、応募者の提案内容について「2-3-2 優先交渉権者選定基準」 に沿った審査及び評価を行う。

なお、審査及び評価に当たっては、必要に応じて応募者へのヒアリングを実施する。また、非価格要素審査の基準や審査及び評価の方法については、募集要項において示す。

価格要素の審査及び評価の方法については、募集要項において示す。

(3) 総合評価

総合評価では、基礎審査、非価格要素審査と価格要素審査に基づく総合的な評価を実施し、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。なお、総合評価の方法等については、募集要項において示す。

2-3-4 優先交渉権者の決定及び審査結果の公表

連合は、事業者選定委員会の報告を受けて優先交渉権者及び次点交渉権者を決定し、その結果を連合ホームページにて公表する。

2-4 応募に係る提出書類

応募者は、応募書類として、以下の書類を提出する。なお、提出書類の詳細については、 募集要項において示す。

2-4-1 資格審査時の提出書類

- (1) 資格審査申請書類
- (2) 参加資格確認資料

2-4-2 本審査時の提出書類

- (1) 技術提案書
- (2) 非価格要素提案書
- (3) 事業計画書
- (4) 価格提案書

2-5 優先交渉権者決定後の手続き

2-5-1 特別目的会社の設立

優先交渉権者は、優先交渉権者決定後速やかに特別目的会社を連合管内に設立する。 特別目的会社は、基本協定に示す要件を満たすこととする。

2-5-2 契約詳細の詰め

連合と優先交渉権者は、特定事業契約締結のために契約詳細の詰めを行うものとする。

2-5-3 交付金申請手続きへの協力

本施設は、交付金の対象施設である。優先交渉権者は、連合が行う交付金の申請手続き等に協力すると共に、交付金交付要綱等に適合するように本施設の設計・施工業務、 関連資料の作成を行うものとする。

2-5-4 次点交渉権者との協議

連合は、優先交渉権者との間で特定事業契約締結のための合意に至らなかった場合には、次点交渉権者との間で協議を行うことができる。

2-6 提出書類の取扱い・著作権

応募に係る提出書類の著作権は、応募者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、連合は、必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。また、連合に提出された資料は、長野広域連合情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成 14 年 11 月 29 日条例第 5 号)などの法令に基づき、公開されることがある。

なお、特定事業契約の締結に至らなかった応募者の提出書類については、本事業者選定の目的以外には使用しないこととし返却はしない。

2-7 費用負担

応募申込みに係る経費は、応募者の負担とする。

3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施 の確保に関する事項

3-1 想定されるサービスの水準・仕様

民間事業者は、募集要項等及び提案書類に基づく諸条件を踏まえ、事業期間にわたり、本施設の要求水準が満たせるよう、必要かつ適切な運営業務を行うものとする。また、事業期間終了後5年程度にわたり、大規模な機器の更新を生じさせないように運営期間における維持管理業務を行うものとする。

3-2 リスク分担及びその考え方

3-2-1 基本的な考え方

本事業に係るリスク回避及び防止に係る責任は原則として民間事業者が負うこととするが、民間事業者に帰責事由がない場合や不可抗力による場合等、当該リスクを民間事業者が負うことが不適当な場合には、連合が負うこととする。

3-2-2 想定されるリスクの分担

連合と民間事業者のリスク分担は、原則として別紙3「事業に係るリスク分担」の表によるものとする。

3-3 連合による事業の実施状況の監視

3-3-1 基本的な考え方

連合は、民間事業者による本施設等の設計・施工業務及び本施設の運営業務の状況が要求水準及び提案書類を満たしていることを確認するため、事業実施状況の監視を行う。

3-3-2 設計・施工業務の監視に関する考え方

連合は、工事請負事業者及び運営事業者と本施設等の設計・施工について協議を行い、 設計・施工業務の監視を行う。

なお、本施設等の設計・施工業務の監視により、設計・施工業務の実施状況や結果が、 特定事業契約や要求水準書等で定められた条件を満たしていないと判断される場合には、 連合は、工事請負事業者に対して改善を要求する。工事請負事業者は、これに対し必要 な措置を講じるものとする。

3-3-3 設計・施工業務の監視の方法

工事請負事業者は、設計・施工業務に係る図書を連合に提出し、連合の確認を受ける こととする。また、当該図書に基づき指定された図書及び連合が提出を要求した図書を 連合へ提出し、これらの図書の連合による確認等を受けることとする。 工事請負事業者は、設計・施工業務の進捗状況について、連合に定期的に報告し確認 を受けることとする。なお、連合は、必要に応じて、工事請負事業者に対して進捗状況 についての報告を求めることができるものとする。

工事請負事業者は、設計・施工業務の進捗に併せて、試運転及び引渡性能試験に関わる計画書を連合に提出し、連合は、当該計画書を確認する。引渡性能試験は、連合の立会いのもとに性能保証項目について実施するものとする。引渡性能試験実施時の環境計測等は、連合が認める計量証明機関が実施することとする。

3-3-4 運営業務の監視に関する考え方

連合は、運営事業者と本施設の運営の方法について協議を行う。また、運営事業者による運営業務が、要求水準書等に示す要件を満たしていることを確認するために、業務の監視を行う。

なお、本施設が特定事業契約や要求水準書等で定められた運営状態を満たしていない と判断される場合には、連合は、運営事業者に対して改善を要求する。運営事業者は、 これに対し必要な措置を講じるものとする。

また、改善要求に対し改善が見られない場合は、運営費の減額等の措置を講ずる。

3-3-5 運営業務の監視の方法

監視は、運営業務委託契約で定めた項目、頻度及び方法に従うとともに、連合と運営事業者で協議の上定めた方法等に従って行うものとし、必要に応じて本施設への立ち入りを行う。

監視に当たっては、本施設に備えられた測定機器を用いた計測により得られたデータ及び運営事業者が作成する各種記録や報告書等を用いる。また、必要に応じて、連合は、自らの負担で本施設に係る追加の計測・分析を行うことができるものとする。その他、連合は、周辺環境モニタリングを行い、本施設の周辺環境への影響を調査することができるものとする。

3-3-6 事業期間終了時の考え方

連合は、事業期間終了前までに、事業期間終了後5年程度にわたる本施設の機能及び性能を維持するための説明を求め、必要に応じ、事業実施計画書の改訂並びに適切な維持管理を求めることができる。また、運営事業者は、事業期間終了時において、本施設の要求する水準を満足することを確認するため、第三者に委託して、機能及び性能に係る確認検査並びに余寿命診断を実施した上で、15年程度先を見越した長寿命化計画を策定すること。連合はその結果を確認する。なお、確認検査の内容は、引渡性能試験に準ずるものとする。

確認検査実施時に本施設の要求する水準を満たさないことが明らかとなった場合には、 運営費の支払いを留保し、施設の改善・合格を条件に、留保した運営費を支払う。

余寿命診断の結果、事業期間終了後5年以内に通常の補修では対応できない補修が必要と判断される機器等があった場合には、事業期間終了までに必要な補修工事又は更新 を実施すること。

また、運営事業者は、事業期間終了後1年の間に、本施設に関して運営事業者の運営 等に起因する性能未達が発生した場合には、自らの負担で修繕等必要な対応を行う。

4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

4-1 本施設の立地条件

4-1-1 事業予定地

千曲市大字屋代字中島外

4-1-2 事業予定地の面積

約 3.0ha

4-1-3 都市計画等に関する事項

(1) 都市計画区域内外 : 千曲都市計画区域内

(2) 用途地域: 指定なし(3) 防火地域及び準防火地域: 指定なし(4) 高度地区: 指定なし(5) 建ペい率: 60%以下(6) 容積率: 200%以下

(7) 河川保全区域 : 18m(堤防の法尻より)

(8) 緑化率 : 事業予定地の面積から建築面積を除いた面積の 20%

以上

4-1-4 地形、地質等

(1) 地理条件

事業予定地は、千曲市の北端に位置し、東側が「しなの鉄道」、北側が「千曲川堤防」 に隣接したほぼ平坦な土地であり、現在は耕作地として利用されている。

事業予定地内には、北側に「市道 3079 号線」、南側に「中部電力株式会社所有の特別高圧電線」と「市道 3085 号線」がそれぞれ存在しており、要求水準書に別に定める土地利用上の制約条件がある。

(2) 地質の状況

連合では平成25年に事業予定地において、3か所のボーリング調査を実施している。 調査結果については、募集要項において示す。

4-1-5 その他

事業予定地の周辺道路、敷地状況、周辺概要等については、募集要項において示す。

4-2 施設規模

本施設は、100t/日の処理能力を有するものとし、50t/日×2系列とする。連続運転式焼 却施設とし、処理方式は以下のいずれかとする。

- ・ ストーカ式焼却+灰溶融(燃料)方式 ※灰溶融炉の処理能力及び炉数は提案とする。
- ・ 流動床式ガス化溶融方式
- ・ シャフト炉式ガス化溶融方式

4-3 エネルギー回収施設の整備

本施設は、エネルギー回収型廃棄物処理施設として整備するものとする。また、エネルギー回収率は、電力としての回収率を12.0%以上とし、さらに熱回収も行うものとする。

5 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合にお ける措置に関する事項

特定事業契約等の解釈について疑義が生じた場合、連合と民間事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、特定事業契約に規定する具体的措置に従うものとする。

また、契約に関する紛争については、長野地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事 項

運営事業者は、本施設が供用開始された後、運営業務委託契約に規定される条件に基づいて、20年間の運営期間にわたり適切に本施設の運営を継続する必要がある。このため、運営業務委託契約には、運営期間中に事業の継続が困難になった場合(運営事業者の経営破綻、その懸念が生じた場合等)の責任の所在を明文化するとともに、その規定に従い対応することとする。

特に運営事業者がその責めに帰すべき事由により債務不履行に陥った場合において、運営事業者が再び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き、連合は、運営事業者に一定の回復期間を与えて、運営事業者の事業遂行能力の回復を待つこととする。

ただし、安定的な廃棄物処理に重大な遅延等が懸念される場合、又は運営事業者の事業遂行能力の回復が不可能であると判断される場合には、連合は、運営事業者との運営業務委託契約を解除し、施設の運営にあたる新たな企業又は企業グループを選定することとする。

7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援 に関する事項

7-1 法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項

本施設等の設計・施工については、民間事業者に対して、法制上及び税制上の優遇措置 等は現時点ではない。

7-2 財政上及び金融上の支援等に関する事項

民間事業者に対して、財政上及び金融上の支援等はない。なお、本施設の整備については、交付金の対象事業である。

7-3 その他の支援に関する事項

本事業の実施に必要な許認可に関し、連合は、必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、連合と民間事業者で協議により対応策を検討することとする。

8 その他特定事業の実施に関する必要事項

8-1 議会の議決

工事請負契約の締結に当たっては、長野広域連合議会の議決を得るものとする。工事請 負契約を除く特定事業契約は、工事請負契約の議決により有効とする停止条件付契約とな る。

なお、本事業に係る債務負担行為の設定については、別途議決する。

8-2 留意事項

本事業の応募に当たり、応募者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年4月14日法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に応募手続きを執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合、連合は、当該応募者の参加を拒否すること又は応募手続きの執行を延期若しくは取りやめることがある。なお、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

また、連合が必要と認めたときは、応募手続きを延期、中止、又は取り消すことがある。

8-3 実施方針等に関する問い合わせ

8-3-1 実施方針等に関する意見・質問の受付

実施方針・要求水準書案に関する意見・質問がある場合は、別紙4「実施方針等に関する意見・質問書」を電子メールで、以下のとおり提出すること。なお、電子メール以外での問い合わせには応じないので留意すること。

8-3-2 意見・質問書の提出先

下記の「8-3-7 問い合わせ先」に提出する。

8-3-3 意見・質問書の提出期限

平成29年4月28日(金)正午まで

8-3-4 実施方針等に関する意見・質問への回答

意見・質問に対する回答は、連合のホームページにおいて公表する。なお、提出のあった意見・質問に関しては、本事業に直接関係するもののみ回答を行うものとし、全ての意見・質問について回答するとは限らない。

8-3-5 意見・質問に対する回答公表予定

平成29年5月29日(月)

8-3-6 実施方針の変更

実施方針の公表後、意見・質問等を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容 を見直し、変更することがある。

8-3-7 問い合わせ先

実施方針等に関する問い合わせ先は、以下のとおりとする。

担当部局 長野広域連合 事務局 環境推進課 建設推進室

担当者 大原・町田 郵便番号 〒380-0801

住 所 長野市箱清水一丁目3番8号

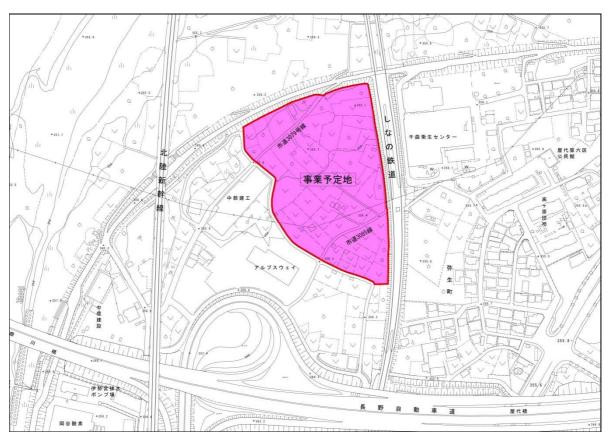
電 話 026-252-7053 F A X 026-252-7037

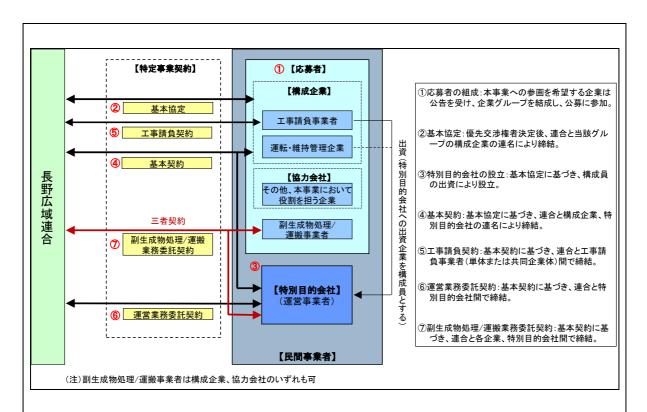
電子メール kankyo@area-nagano.jp

(位置図) 事業予定地は千曲市の北端部 (赤丸) に位置している。



(事業予定地) 赤枠で示した範囲が事業予定地である。





- ① 応募者の組成:本事業への参画を希望する企業は公告を受け、企業グループを結成し、公募に参加。
- ② 基本協定:優先交渉権者決定後、連合と当該グループの構成企業の連名により締結。
- ③ 特別目的会社の設立:基本協定に基づき、構成員の出資により設立。
- ④ 基本契約:基本協定に基づき、連合と構成企業、特別目的会社の連名により締結。
- ⑤ 工事請負契約:基本契約に基づき、連合と工事請負事業者(単体または共同企業体)間で 締結。
- ⑥ 運営業務委託契約:基本契約に基づき、連合と特別目的会社間で締結。
- ⑦ 副生成物処理/運搬業務委託契約:基本契約に基づき、連合と各企業、特別目的会社間で 締結。

別紙3 : 事業に係るリスク分担

事業に係るリスク分担

期間	11 ヲカ1世口	内 容	リスク分担		
朔 间	リスク項目	P) 谷	連合	民間	
		本事業に係る関係法令・許認可の変更等に係るリスク	0		
	制度・法令変更	本事業のみならず広く一般に適用される関係法令・許認可の変更 等に係るリスク		0	
	税制変更	民間の利益に課せられる、税制度の変更(例:法人税率等の変更) 及び新税の設立に伴うリスク		0	
		上記以外の税制度の変更及び新税の設立に伴うリスク	0		
	政治	0			
	許認可取得	民間が取得すべき許認可の遅延リスク		0	
	HIND JONES	連合が取得すべき許認可の遅延リスク	0		
	交付金等	民間の事由により予定していた交付金額が交付されないリスク 又は民間の事由により交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延す るリスク		0	
		その他の事由により予定していた交付金額が交付されないリスク又はその他の事由により交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延するリスク	0		
全期間	物価変動	インフレ/デフレ(物価変動)に係る費用増減リスク (一定の範囲内)		0	
		インフレ/デフレ(物価変動)に係る費用増減リスク (一定の範囲を超えた部分)	0		
	環境保全	民間が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音、振動等の 周辺環境の悪化及び法令上の規制基準不適合に関するリスク		0	
		民間が実施する業務に起因する住民対応に係るリスク		0	
	住民対応	住民対応に伴う計画遅延・仕様アップ・管理強化による操業停 止・コスト増大のリスク	0		
	第三者賠償	民間が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事故等に対する賠償リスク		0	
		上記以外の連合の帰責事由により発生する事故等に対する賠償 リスク	0		
	不可抗力	不可抗力により生じる費用増加又は損害、修復のため事業実施に 遅延、中止等が生じるリスク	0	(()	
	はか アログ	民間の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行リスク		0	
	債務不履行	連合の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行リスク	0		

分担欄 ○:主たるリスク (○):従たるリスク

#0 88	11 9 万万口	401 745	リスク分担		
期間	リスク項目	概 要	連合	民間	
	測量・調査	民間が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う計画・仕様変 更によるコスト増大リスク		0	
	侧里 - 侧耳	連合が実施した地形・地質等現地調査に関する情報提供に伴う計画・仕様変更によるコスト増大リスク	0		
計画段階	an.a.i	民間の設計ミス等による設計の変更、遅れによるコスト増大リス ク		0	
	設計	連合の提示条件、指示に関する瑕疵、連合の要求に基づいた変更によるコスト増大リスク	0		
		民間の事由による計画変更、遅延によるコスト増大リスク		0	
	計画変更・遅延	連合の事由による(構成市町村との調整の不調に起因するもの含む)計画変更、遅延によるコスト増大リスク	0		
	用地	募集資料などから予見できない事業予定地の土壌汚染・埋蔵物等 による費用の増加	0		
	工事遅延	資材調達、工程管理等の民間の事由による工事遅延によるコスト増大リスク (工事遅延に伴う連合等に発生する追加コストを含む)		0	
		連合の指示等の連合の事由による(構成市町村との調整の不調に 起因するもの含む)工事遅延によるコスト増大リスク	0		
7-11-3-71 GTL 1714:		民間の事由による工事費等の増大リスク		0	
建設段階	工事費増大	連合の提示条件に関する瑕疵及び指示による工事工程、工事方法 の変更による工事費増大リスク	0		
	工事中の事故	民間側の事由により調査、工事に係る事故が発生した場合		0	
	試運転・引渡性能	試運転・引渡性能試験の結果、契約で規定した要求水準未達によるコスト増大、遅延リスク	_	0	
	試験	試運転・引渡性能試験に要する処理対象物の供給等のリスク	0		

分担欄 ○:主たるリスク (○):従たるリスク

期間	リック項ロ	4911 7997	リスク分担		
期 间	リスク項目	概 要	連合	民間	
	ごみ量・ごみ質	処理対象物のごみ量・ごみ質が契約で規定した範囲を脱した場合 のコスト変動リスク (一定範囲以上の変動)	0		
		処理対象物のごみ量・ごみ質が契約で規定した範囲を逸脱した場合のコスト変動リスク (一定範囲以内の変動)		0	
		災害廃棄物によりごみ量・ごみ質が変動したときのコスト増大リ スク	0		
		民間事業者が提案した量のスラグが有効利用できない場合の処理・処分に関するリスク (JIS基準未達を含む)(注1)		0	
		メタルが有効利用できない場合の処理・処分に関するリスク		0	
	副生成物	主灰及び焼却飛灰の外部資源化に関するリスク(民間事業者がストーカ式溶融炉+燃料式灰溶融方式を提案する場合)		0	
		余剰流動砂の処理・処分に関するリスク(民間事業者が流動床式 ガス化溶融方式を提案する場合)(ごみ質起因の場合を除く)		0	
		回収鉄、回収アルミの処理・処分に関するリスク(民間事業者が 流動床式ガス化溶融方式を提案する場合)		0	
		不燃物の処理・処分に関するリスク (民間事業者が流動床式ガス 化溶融方式を提案する場合)		0	
運営段階		溶融飛灰の外部資源化に関するリスク		0	
	性能未達	施設が契約に規定する仕様、性能など要求水準の達成に不適合な場合、施工不良で改修が必要となった場合のコスト増大リスクと外部への処理委託リスク		0	
	施設管理の瑕疵	事業期間中における施設管理の瑕疵に係るリスク		0	
		設備機器の運転・維持管理の基準未達によるコスト増大、運転停 止リスク		0	
	運営コスト・運転停止	処理対象物に処理不適物が混入していた場合のコスト増大、運転 停止リスク (民間の善良なる管理者の注意義務違反の場合)		0	
		処理対象物に処理不適物が混入していた場合のコスト増大、運転 停止リスク (民間の善良なる管理者の注意義務を持っても排除で きない場合)	0		
		その他の運営不備によるコスト増大、運転停止リスク		0	
	エネルギーに関す	本施設の運転により生じるエネルギー量(熱量及び電力量)のうち、連合に帰属する余剰エネルギーの量の変動リスク(計画からのエネルギー量変動の帰責事由が運営事業者にある場合)		0	
	るリスク	エネルギー活用施設で利用するエネルギー量 (熱量及び電力量) の変動に伴うリスク	0		
		責任の分界点まで熱供給用配管の破損・更新等に係るリスク		0	

分担欄 ○:主たるリスク (○):従たるリスク

期間	リスク項目	概要	リスク分担		
朔 间	期間 リスク項目 概要			民間	
	用役設備の不備	用役設備の事故・故障等による経費増大、運転停止リスク		0	
	技術革新		0		
運営段階	施設破損	事故・火災等による修復等に係るコスト増大リスク		0	
	旭	施設・設備の老朽化、劣化によるコスト増大リスク		0	
	利用者		0		

分担欄 ○:主たるリスク (○):従たるリスク

- 注1) 具体的なリスク分担については、募集要項を確認すること。 注2) 上表のうち、計画段階・建設段階は本施設等に係るリスク、運営段階は本施設に係るリスクを示している。

別紙4 : 実施方針等に関する意見・質問書

実施方針等に関する意見・質問は、別添ファイルの「実施方針等に関する意見・質問書」に記入の上、「8-3 実施方針等に関する問い合わせ」に示す要領に従って提出すること。

(参考)「実施方針等に関する意見・質問書」

実施方針等に関する意見・質問書

提出者

会社名	
所在地	
部署	
質問者氏名	
	電話:
連絡先	FAX:
	電子メール:

◆実施方針(例)

No.	質問事項	頁	実施方針中の対応頁及び対応部分					質問内容	
NO.	10. 具间争垻		章	節	項				貝미171分
例	維持管理業務につい	4	1	3	3	(2)			本事業における維持管理業務
1911	て	4	1	ა	J	(2)			の範囲について・・・。
1									
2									
3									
4									